第2編 基本計画

第1章 自然環境を守りつつ、計画的な土地利用を進めます

1-1 自然環境の保全と環境管理

(1) 自然の保全

【現況と課題】

本町は、利根川と渡良瀬川に挟まれた肥沃な土壌に農耕地が広がり、平地林が点在しています。 東部には、白鳥の飛来する多々良沼などがあり、豊かな自然環境と自然景観に恵まれた町です。

中央公園の整備などが進み、新たに良質な環境が生み出されつつあります。しかし、一部には平 地林の荒廃や水質の悪化などがみられ、将来的に緑が減少することが懸念されます。

これらの貴重な「水と緑の空間」を都市化との整合を図りながら大切に守り、次の世代に残していくことが本町における重要テーマとなります。このことは、国土の環境保全や地球環境問題の解決への一助ともなる大切な課題です。

【基本方針】

□豊かな自然環境と美しい自然景観の維持・保全に努め、後世に継承します。

【施策の方向性】

1 自然環境・自然景観の保全

- ◇豊かな自然環境と自然景観を守るため、計画的な土地利用を推進します。特に保全すべき対象 を明確化して、無秩序な開発を抑制します。
- ◇平地林をはじめとする緑地の適切な維持管理と保全・整備に努めます。
- ◇水辺空間の保全、河川・多々良沼などの水質改善に向け、下水道施策などと連携しながら、環境保全に努めます。
- ◇「環境基本計画」などの計画策定を推進します。
- ◇「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の的確な運用による土壌汚染防止を図ります。

2 自然環境とふれあう場の創出・整備

- ◇自然環境を保全するのみではなく、自然とのふれあいを可能とするための環境づくりを推進します。
- ◇自然環境に関する案内図や説明板などの充実を図ります。
- ◇良質な自然資源のネットワークを分断せず強化することに努めます。
- ◇市街地や集落内において積極的な緑化を推進します。

3 自然保護に関わる広報・啓発の推進

- ◇住民への自然環境や自然景観の保護の重要性、特に守るべき資源について積極的に広報・啓発 を行います。
- ◇自然資源の写真・絵画の展示やコンテストなどの啓発イベントの実施を検討します。

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等		
自然環境・自然景	町	○計画的な土地利用の推進		
観の保全	町	〇保全すべき対象の明確化		
	町	〇平地林等の緑地の適正な維持・保全と整備策の検討		
	町	〇水辺空間の整備と下水道整備等による水質の改善		
	町	〇自然環境の保全・活用に関する基本計画(環境基本計画等)		
		の策定推進		
	町	〇条例の的確な運用による土壌汚染防止		
自然環境とふれあ	町	〇ふれあいを可能とするための整備推進		
う場の創出・整備	町	○案内図や説明板の充実		
	町	〇市街地や集落での緑化の推進		
自然保護に関わる	町	○自然保護の重要性と貴重資源に関する広報・啓発活動の推進		
広報・啓発の推進	⊞	○自然資源の写真・絵画の展示やコンテストの実施検討		

(2)環境保全

【現況と課題】

公害には、自動車による大気汚染や生活排水による水質汚濁といった「都市・生活型公害」と、 工場・事業所による水質汚濁・騒音といった「産業型公害」があります。

生活様式の多様化により生活排水などによる水質の汚濁や近隣騒音などの「都市・生活型公害」が近年表面化しており、各種の町づくりとともに、住民全体の環境意識の向上に努める必要があります。また、町内の工場や事業所などに起因する産業型公害は、各種の法規制や公害防止協定などによりその発生防止に努めてきており、大きな公害被害は発生していないものの、発生源対策と未然防止の双方を継続することが必要です。

「地盤沈下対策」では、国の定めた要綱に基づき、国・県・近隣市町が連携した継続的取り組みが必要です。また、これまでの廃棄物の不法投棄問題に加えて、近年は建築物などのアスベスト使用問題などが大きな社会問題になっており、国・県などと連携した対策強化がさらに求められます。

これらの解決を進めるとともに、環境の保全に関する基本的な考え方を総合的に明示・整理した 計画策定への取り組みが求められており、地球レベルでの温暖化防止対策など、環境問題の改善に 向けて他の施策分野も含めた総合的な取り組みを進めることが課題となります。

【基本方針】

- □「都市・生活型公害」「産業型公害」の双方について、的確な対策を推進します。
- 口国・県などとのさらなる連携により、総合的な環境問題対策を推進します。
- 口環境に関する施策の総合的な推進を図るための、「環境基本計画」策定を推進します。
- 口地球環境問題の解決への寄与を図ります。

【施策の方向性】

1 都市・生活型公害対策

- ◇公共交通機関の充実による大気汚染の防止や、下水道・浄化槽の整備による水質汚濁の防止な どの施策を総合的に推進します。
- ◇職員の環境に対する意識向上を図るとともに、広報活動などによる住民全体の環境保全に対する意識啓発を推進します。

2 産業型公害対策

(1)発生源対策の強化

- ◇公害分析機器の整備を図り、公害発生源及び環境に対する監視を強化し、公害の拡大や被害を 最小限にするように努めます。
- ◇公害苦情処理体制を強化し、苦情処理の迅速化を図るとともに、油流出事故などの突発事故発生に対応するため、設備や体制を充実します。
- ◇公害防止を必要とする工場や事業所に対して、「公害防止資金融資制度」の活用を促し、公害 の防止を推進します。

(2) 未然防止策の推進

◇公害の未然防止のため、新規の進出企業との間で「公害防止協定」を締結するとともに、既存 企業との協定締結を推進します。

- ◇公害防止対策が立ち遅れている中小企業などに対して、公害法規の理解を促すとともに、公害 防止の指導を強化します。
- ◇住工混在地区における公害防止のため、施設の改善とともに、工場適地への移転・集団化を検討・推進します。

3 地盤沈下対策の充実

◇国・県・近隣市町との協力・連携体制を強化し、地盤沈下原因の解明及び監視体制の強化を図ります。

4 新しい課題への対応

◇国・県をはじめとする関係各機関と連携し、廃棄物不法投棄の監視と違法業者の取締まりやア スベスト対策など、新しい課題に的確に対応します。

5 環境基本計画の策定

◇自然環境の保全と地域の環境保全に関する基本的な計画として「環境基本計画」を策定し、それに基づいた施策を実施します。

6 地球環境問題への対応

- ◇地球環境問題への対応の必要性を認識し、住民への啓発活動を推進します。
- ◇総合的な取り組みにより、地球環境問題解決に地域レベルで貢献することを目指します。

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
都市・生活型公害対策		⊞	〇公共交通機関の充実による大気汚染の防止
		⊞J	〇下水道や浄化槽の整備による水質汚濁の防止
		町	〇広報等による環境保全に対する意識啓発
産業型公	発生源対策	町	○公害発生源の監視強化
害対策	の強化	町	〇公害苦情処理体制の充実
		県	〇公害防止資金融資制度の活用
	未然防止策	町	〇公害防止協定の拡大
	の推進	⊞J	〇公害防止指導の強化
		町	〇住工混在地区の改善
地盤沈下対	策の充実	県	〇地下水位観測
		県	〇一級水準測量
		県	〇地盤調査
		⊞	〇地下水の利用の抑制と保全の啓発
新しい課題への対応		町・警察	〇廃棄物の不法投棄の監視と違法業者の取締り
		国・県・町	〇アスベスト対策の推進
環境基本計画の策定		⊞	〇自然環境の保全、快適環境の創出等に関する指針
			である「環境基本計画」の策定推進
地球環境問題への対応		⊞	〇地球環境問題に関する啓発活動の推進

1-2 計画的な土地利用の推進

(1)土地利用

【現況と課題】

本町の土地利用現況は、総面積3,112haのうち、農地が1,671ha(53.7%)、宅地712ha(22.9%)、山林・原野132ha(4.2%)、池沼7ha(0.2%)、その他が590ha(19.0%)となっています。これまでの土地利用動向をみると、農地・森林が減少し、宅地・道路などが増加する都市化傾向がみられます。今後も、農地の減少が見込まれる一方で、工業用地・住宅用地などの土地需要は、景気動向や少子化などの要因により、不透明な状況となっています。

市街化区域は、町土面積の12.7%に相当する395haで、用途地域の指定状況は、住居239ha(市街化区域の60.5%)、商業系6ha(同1.5%)、工業系は150ha(同38.0%)となっています。市街化調整区域が2,717ha(町土面積の87.3%)を占めます。

市街化区域内は、都市施設や商業機能の不足、住工混在などの課題を抱えています。今後は、計画的な土地利用により、「町の核」の形成、住宅地・商業業務地・工業地としてふさわしい環境整備・施設整備を進めることが必要です。

市街化調整区域は、農業経営の安定と生産性の向上を図るため、優良農地を保全しつつ、集落環境の整備を推進する必要があります。適切な土地利用を規制・誘導しつつ、社会情勢の変化に対応した柔軟な土地利用を可能とするため、規制・誘導方策の充実が求められます。

土地利用面積の推移

単位:(ha)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
区分	(平成17年)	(平成18年)	(平成19年)	(平成20年)	(平成21年)
農地(田・畑)	1,712	1,704	1,693	1,682	1,671
宅地	682	687	690	705	712
山林・原野	141	137	137	135	132
池沼	7	7	7	7	7
その他	570	577	585	583	590
合 計	3,112	3,112	3,112	3,112	3,112

(資料:税務課)

用途地域の指定状況(平成15年2月3日変更)

単位: (ha)

				丰世·(IIa)	
区分	用途地域(容積率/建	面積	備考		
住居系	第1種低層住居専用地域	(80/ 40)	55	高さ制限10m※	
	第1種中高層住居専用地域	(100/50)	22		
	同上	(200/60)	74		
	第2種中高層住居専用地域	(200/60)	6		
	第1種住居地域	(200/60)	70		
	第2種住居地域	(200/60)	12		
	計		239		
商業系	近隣商業地域	(200/80)	6		
	計		6		
工業系	準工業地域	(200/60)	10		
	工業専用地域	(200/50)	140		
	計		150		
	合 計		395		

(注)55haのうち22haは、他に最低敷地面積200mの制限あり。(資料:都市計画課)

【基本方針】

- 口市街化区域内の整備推進を図るとともに、新たな「町の核」の形成などを目的として市街化区域 の拡大を検討します。
- 口市街化調整区域は、自然環境の保全と活用を図りながら、農業振興の推進に努めます。
- 口土地利用に関する規制・誘導方策の充実を図ります。

【施策の方向性】

1 都市的土地利用の促進

(1) 市街化区域における計画的な土地利用

- ◇住宅地・商業業務地・工業地など各々の位置づけにふさわしい土地利用の規制・誘導施策を推進します。
- ◇魅力ある商店街の形成やにぎわいのある中心市街地の形成、住工混在の解消などを推進します。

(2)市街化区域の拡大検討

◇新たな「町の核」の形成を推進するため、おうら中央公園の周辺などについて、市街化区域の 拡大を検討します。

2 自然的・農業的土地利用の促進

(1) 自然環境の保全と活用

◇自然環境の保全と活用を推進します。(詳細は「1-1.(1)自然の保全」参照)

(2) 農業的土地利用の推進と集落整備

- ◇群馬県の穀倉地帯を担う町として、優良農地の保全に努めます。
- ◇第6章に示す農業振興施策の推進とともに、安定的な営農を支えるための農業振興地域などの 指定を基本的に継続し、市街化区域の拡大などの場合には農業振興計画との調和に留意します。
- ◇既存集落地や田園住宅地などの集落について、道路整備などの環境整備を推進します。

3 土地利用の規制・誘導

- ◇計画的で合理的な市街地整備を実現するため、区域区分制度(線引き)・用途地域制度などを 的確に運用します。
- ◇土地需要の変化などに柔軟に対応する土地利用計画の策定と、それに基づいた規制・誘導に努めます。
- ◇「都市計画マスタープラン」の周知に努めます。
- ◇「土地開発事業指導要綱」の活用・充実を推進します。

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業
都市的土	市街化区	町	〇住宅地・商業業務地・工業地等の位置づけにふさわし
地利用の	域におけ		い土地利用の規制・誘導
促進	る計画的	町	〇にぎわいのある中心市街地の形成
	な土地利	町	〇住工混在の解消
	用		
	市街化区	県・町	〇中央公園周辺等の「町の核」を形成するための市街化
	域の拡大		区域拡大の検討
	検討		
自然的·農	自然環境	_	「自然の保全」の項参照
業的土地	の保全と		
利用の促	活用		
進	農業的土	町	〇優良農地の保全と農業振興地域の指定継続
	地利用の	県・町	〇市街化区域拡大等における場合の農業振興計画との調
	推進と集		和
	落整備	県・町	〇既存集落地や田園住宅地等の集落についての環境整備
			推進
土地利用の規制・誘導		県・町	〇区域区分制度・用途地域制度の的確な運用
		県・町	〇土地需要の変化に対応した土地利用計画の策定と規
			制・誘導
		町	〇都市計画マスタープランの周知
		⊞	〇土地開発事業指導要綱の活用・充実

(2) 市街地整備

【現況と課題】

本町では、人口増加の受け入れ、産業の振興などを目的として、工業団地や住宅団地の造成を積極的に実施しました。工業団地は、邑楽工業団地や鞍掛工業団地など6団地を開発・分譲し、鞍掛第三工業団地は現在も分譲中です。住宅団地は、新中野住宅団地・明野住宅団地を開発・分譲した実績があります。

しかし、都市基盤整備が立ち遅れた区域はまだ多く残っており、生活環境の改善や都市の魅力の 向上などが求められています。そのため、市街地整備が重要な課題となっており、新たな「町の核」 の形成が望まれます。

鶉地区では、1998 年度(平成 10 年度)に土地区画整理事業の認可を受け事業を推進中ですが、 その他の市街地でも、道路や下水道などの都市基盤整備の推進とともに、都市計画法や建築基準法 を中心とした各種法令に基づいた規制・誘導施策を検討・適用することが課題です。

市街地整備を含む町の都市計画・都市整備に関する基本計画として、2005年(平成17年)に「都市計画マスタープラン」が策定されましたが、計画の周知とその考え方に基づいた市街地整備施策の実行が必要です。さらに、各種の市街地整備事業や規制・誘導方策の検討にあたって、住民参加の促進と行政との協働による推進が課題となります。

【基本方針】

- 口鶉土地区画整理事業の早期完成を目指します。
- □各種法令に基づいた都市基盤整備を推進するとともに、各種の規制・誘導施策を運用します。また、必要に応じた見直しを検討します。
- 口「都市計画マスタープラン」の周知と、その内容に基づいた各種の市街地整備事業を推進します。
- 口市街地整備への住民参加を促進し、住民と行政との協働の町づくりを目指します。

【施策の方向性】

1 面整備事業の推進

(1)土地区画整理事業の推進

◇鶉土地区画整理事業の早期完成を図ります。

(2) 市街地整備事業の検討

◇必要に応じて、新たな市街地整備事業などの実施の可能性を検討します。

2 町全体の市街地環境の整備

(1)基盤整備の推進

◇道路や下水道などの都市基盤整備を推進します。

(2) 規制・誘導施策の検討

- ◇用途地域をはじめとする規制・誘導手法を的確に運用し、必要に応じて見直します。
- ◇熟度に応じて、「地区計画制度」など、よりきめ細かな手法の導入の可能性を検討します。

3 市街地整備の体制整備

(1)都市計画マスタープランの遵守と周知

- ◇市街地整備を含む都市計画・都市整備に関する総合的・基本的・長期的計画である「都市計画 マスタープラン」の内容を遵守し、その計画に基づいた各種の事業を実施します。
- ◇計画の存在と内容を広く住民に周知することに努めます。

(2)住民参加の促進

◇住民参加による市街地整備を推進するため、「アンケート調査」「広聴会」などの手法で、住民 の意向把握に努め、さらなる意見聴取や計画の提案のための体制充実に努めます。

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
面整備事	土地区画整理事	町	○鶉土地区画整理事業の早期完成
業の推進	業の推進		
	市街地整備事業	町	〇市街地整備事業等の実施可能性の検討
	の検討		
町全体の	基盤整備の推進	国・県・町	○道路や下水道等の都市基盤整備の推進
市街地環	規制・誘導施策	県・町	〇用途地域等の規制・誘導手法の的確な運用と、必
境の整備	の検討		要に応じた見直し
			〇地区計画制度等のきめ細かな手法の導入可能性検
			हेर्ग
市街地整	都市計画マスタ	町	○都市計画・都市整備に関する基本方針である都市
備の体制	ープランの遵守		計画マスタープランの遵守
整備	と周知	町	〇内容の周知
	住民参加の促進	町	○市街地整備関連の意向把握の継続・充実
		町	○意見聴取・計画提案のための体制の充実